

令和6年度 飯綱町奨学生募集要綱（奨学資金の貸付け）

1. 目的

飯綱町では、安心して学ぶことができる環境を整備するため、学業に優れ、かつ健康であって、経済的な理由により、修学が困難な学生等に対し、奨学資金の貸付けを行います。

なお、この奨学金制度は他の奨学金制度と併用できません。

2. 貸付対象者

(1) 選考予定人数 予算の範囲内

(2) 応募資格について

次の全ての条件を満たしている者に限る。

- ① 本人又は本人と生計を一にする者が町内に引続き 1 年以上居住している者で、町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づく高等学校（定時制、通信制を除く。）、高等専門学校、大学（夜間、通信による学部を除く。以下短期大学において同じ。）、短期大学に在学する者
- ③ 人物・学力ともすぐれ、健康であって、かつ学費の支弁が困難と認められる者。
- ④ 在学又は出身学校長が推薦した者であること。
- ⑤ 日本学生支援機構等他の団体から学資の貸付け、給付を受けていないこと。

(3) 人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(4) 学力基準

高等学校・高等専門学校に進学しようとする者については、中学校における 3 学年時の学習成績の評定平均値が 2.6 以上（在學生は、学習成績の評定平均値が 2.4 以上）であること。

短期大学・大学に進学しようとする者については、高等学校第 1 学年から申込み時までの学習成績の評定を、全履修科目について 5 段階評価で平均した値が 3.0 以上であること、大学等への進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。

在學生については、申し込み時までの大学等における学習成績が、本人の属する学部又は学科の上位 1/3 以内であること。

(5) 健康について

学校保健安全法による定期健康診断の結果により、医師が修学上支障はないと判断した者。

3. 奨学資金の額及び貸付期間等

(1) 奨学資金の額は、次表のとおりとする。

区 分		貸付月額
高等学校（定時制・通信制を除く。）		20,000 円
高等専門学校		25,000 円
専修学校（専門学校）		50,000 円
大学・短大（夜間、通信による学部を除く。）	自宅通学	50,000 円
	自宅外通学	70,000 円

(2) 貸付期間は、最短修業年限の卒業期までとする。

4. 貸付方法

奨学資金は、毎年4月、9月及び1月末日にそれぞれ奨学生に交付する。
(年度途中での申請の場合は、上記に依らず決定後貸付となります。)

5. 申込みと貸付決定

(1) 提出書類

奨学生願書（様式第1号）
奨学生推薦調書（様式第2号）
学習成績評定等証明書（様式第3号）
住民票（世帯全員分）
生計を一にする家族の所得証明書（市区町村長が発行する最新年のもの）
納税証明書（世帯全員分）
その他町長が必要とする書類

(2) 申請期限

第1期：令和6年4月1日から令和6年5月末日（祝祭日を除く）以降随時受付は可能

(3) 申込み相談・問合せ

〒389 - 1293 上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

飯綱町教育委員会 総務教育係

電話：026-253-4769（直通） FAX：026-253-6020

(4) 奨学生の決定について

願書を提出した者に係る資格審査及び選考は、飯綱町教育委員会で行い町が決定します。

(5) 誓約書の提出について

奨学生の決定通知を受けたときは、速やかに連帯保証人及び保証人が連署した誓約書を教育委員会に提出しなければなりません。

(6) 連帯保証人等

保護者以外の連帯保証人は、本町民で成年に達し、独立の生計を営む者、又は町長が適当と認めた者とする。

6. 奨学資金の貸付休止・貸付停止について

(1) 貸付休止

奨学生が休学したときは、その翌月から奨学資金の貸付けを休止する。この場合、既に休止された期間分の貸付けを受けているときは、当該資金は、復学した日の属する月の翌月以降に支給する資金に振替えるものとする。

(2) 貸付停止

奨学生が次の各号に該当するときは、その翌月分から資金の貸付けを停止する。

- ア 奨学生が貸付けを辞退したとき。
- イ 奨学生が停学その他の処分を受けたとき又は退学したとき。
- ウ 応募資格の要件を欠くに至ったとき。
- エ その他奨学生として町長が不適当と認めるとき。

7. 借用証書の提出について

奨学生は、資金の貸付けが終了したときは、速やかに貸付けを受けた資金の全額について、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければならない。前項の規定により資金の貸付けを停止されたときも同様とする。

8. 奨学資金の返還方法

- ① 奨学金の償還は、奨学生であった者が、在学した学校の卒業の日から1年を経過した日から起算して、貸付金額の総額を120,000円で除した年数（小数点以下切上げ）以内に、半年賦又は年賦のいずれかの方法により償還しなければならない。ただし、事情により全額又は一部を一時に繰上げて償還することができる。
- ② 第7（2）により貸付けを停止されたときは、その月の翌月から起算して6月を経過した後から前項の規定に準じて償還しなければならない。

9. 奨学資金返還の猶予・減免申請

- ① 次のいずれかに該当する場合は、申請により返還期間の猶予を受けることができます。
 - ア 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
 - イ 大学から引き続き大学院に進学されたとき。
- ② 貸付けを受けていた者が死亡するなどの理由で、奨学資金の返還が不可能となった場合には、全部又は一部について返還が免除されます。
- ③ 奨学金返還の特別返還免除（減免制度）

奨学生が、卒業後、町内に居住してからの貸付金の償還期間が10年経過し、引続き町内に居住する場合、償還未済額の償還を免除することができる。ただし、償還金に未納の期間がある場合は、償還期間に含めない。

10. その他

この要綱に定めるもののほか、奨学金に関する事は教育委員会にご相談ください。

ご注意

・次の事項に該当する場合、教育委員会へ届出なければなりません。

- ① 休学、復学、転学又は退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人及び連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

転学又は退学をした時は、奨学金を辞退したものとみなし、ただちに返還の手続きが必要になります。ただし、転学した際に、転学先の学校長を経て願い出たときは、継続して奨学金の貸付けを受けることができます。